

委員会等の会議録

1 会議名	第2回愛南町住民自治評価委員会	
2 議題	(1) 事前調査シートの集計及びその内容の協議について (2) 愛南町自治基本条例及び愛南町住民参画推進条例の見直し箇所について (3) 答申(案)の内容について (4) その他	
3 開催日時	令和5年12月22日(金) 10時00分から11時40分まで	
4 開催場所	愛南町役場本庁 2階 第1会議室	
5 傍聴者数	0人	
出席者		
6 委員氏名	木口 壽太郎、田原 朱美、徳川 義孝、岡 雄次、倉田 千保、 鎌田 先、土居 尚行、福田 久、松田 恵子 (欠席) 増田 智彦	
7 担当所属	所属名	総務課
	担当職員 (職・氏名)	課長 立花 慶司 課長補佐 本多 大輔
8 その他の 出席職員	所属名	
	出席職員 (職・氏名)	
議事内容(次ページから)		

発言者	発言内容
松田委員長	<p>ただ今から第2回愛南町住民自治評価委員会を開催します。皆さん本日は年末のお忙しい中、また、天候の悪い中にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の協議内容ですが、あらかじめ送付してある事前調査シートの集計結果とその内容について協議した後、二つの条例の見直し箇所についての協議を行いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、次第の「3 議事」に沿って進めたいと思います。議事のうち、(1)「事前調査シートの集計及びその内容の協議について」から説明をお願いします。</p>
本多課長補佐	<p>それでは、事前にお配りした事前調査シート集計表を御覧ください。こちらに皆様にあらかじめ書いていただきました調査シートの項目ごとの集計をまとめて載せています。この項目ごとに確認をしていきたいと思いますが、主に「できていない。そうっていない」という回答についての質問、質疑をしたいと思っていますので、よろしくお願ひします。</p> <p>(愛南町住民自治基本条例(1)「現在の社会情勢や町政に則した条例となっているか」についての結果を説明)</p> <p>6番目の「女性の登用をどんどん進めてほしい」という意見には、この後の愛南町住民参画推進条例の中でまたお話ししたいと思いますが、最後の10番目「分かりにくいところもある」という意見ですけれども、前回、令和元年度に行った委員会の中で逐条解説を作成したというお話をさせていただきました。その逐条解説の中でも更に分かりにくい部分もあるかとは思いますが、具体的な分かりにくい箇所についての御意見があればお聞きしたいと思います。</p> <p>この後の協議に出てくる項目に関する意見と重なる部分についてはそのときにお話ししますので、それ以外で何か分かりにくいという箇所があれば意見をお願いします。</p> <p>愛南町自治基本条例は理念を書いているようなものですので、個人情報保護だとか住民参画だとか、そういうものはまた別の条例等の中で規定しています。この自治基本条例だけを見たときには、どういうものなのか分かりにくいというところはあと思っています。</p>
全委員	(意見なし)

発言者	発言内容
本多課長補佐	<p>特に御意見がなければ進めさせていただいて、また、全般的なところでも御意見をいただければと思います。</p> <p>(愛南町住民自治基本条例(2)「住民は町政へ積極的な参画に努めるとの規定をどう思うか。参画していないと思う場合どうすればよいか」についての結果を説明)</p> <p>2番目の「一定の人しか参画していないと思う。住民同士がどんな場でも集まれることがあればと思う」という意見に対してですが、例えば町政の参画というよりもまずは住民同士が集まって話合いができる場所をとということであれば、公民館や文化センターのほか、本庁舎においても1階にある町民サロンを一般の方に開放している状態です。そういった住民同士の話合いに活用できる施設等を用意はしているつもりなのですが、それ以外にも何かこういうものがあれば良いという意見があればお願いします。</p>
松田委員長	<p>町民サロンが役場1階にあるというのは、庁舎の近くの方たちが実際集まってお話ししたりしていますか。</p>
本多課長補佐	<p>数件ですけれども、使いたいという要望があって住民の方だけで使われるという場面はありました。</p>
松田委員長	<p>それは、定期的にある程度決まった団体の方たちが来て、集まってお話をしているということですか。</p>
本多課長補佐	<p>特に何かの団体ではなくても構いませんので、数名だけでも使われています。職員についても特に他人に聞かれて困るような相談業務ではない限りそこを同時に使いますので、違うグループが同時に町民サロンにいるということも考えられます。</p>
松田委員長	<p>町民サロンの利用についての周知もいろいろな媒体でされているのですね。</p>
立花課長	<p>この庁舎が平成28年にできたときに、町民サロンということで「こういう一角を設けていますので、モラルを持って御利用ください」という形で周知をさせていただいています。そういった形でちょっとした待ち時間であるとか趣味が合う方たちが</p>

発言者	発言内容
本多課長補佐	<p>時々来られて自由に利用していただいているところです。周知について難しいと思うところは、どうしても限られた空間であるため事前予約も必要なく、自由に利用していただくようになっていますので、「こういうふうに使ってもいいのだな」というのを感じていただきながら使っていただくような運用をしています。</p> <p>会議などで使うということになると場合によってはデリケートなお話もされることもあるので、そういったものは公民館やほかの公共施設の会議室を利用いただき、ちょっとした雑談や趣味が合う方が集まってお話をするような空間として利用していただくものですので、ここができて以来大々的な周知は行っていません。</p> <p>この部分については特に御意見等はないようですので、次の意見を説明させていただきます。</p> <p>3番～5番、7番目については愛南町住民参画推進条例に関わる内容ですので、後ほどそちらの方で説明させていただきます。</p> <p>8番目「少子高齢化とともに積極的に参画しているとは言い難い。条例がどうのこうの言うよりも、地域が触れ合い、活気のある社会をつくる必要がある。例えば伝統は今の社会では必要ないと思う人がいるか。人が会える場面をつくり出すことも必要か」という御意見をいただきました。</p> <p>この部分については、愛南町自治基本条例第10条第2項に「住民は、地域における人と人との触れ合いが、個人の人間形成、安全安心な住環境、地域文化の継承等に大きな役割を果たしていることを認識し、地域のきずなを深めるよう努めなければなりません」という住民の責務を規定しているところに触れると思います。条例の運用というよりは地域の活性化の話かなとは思いますが、これらについて御意見があればいただきたいと思います。</p>
福田委員	<p>伝統は今の社会では必要ないという人は、結構いるのですか。</p>
松田委員長	<p>伝統も引き継ぎながら、ある程度は現代の形に合わせていく必要があるかもしれませんね。多分どこの地区も人口が少なくなって若い人たちがいなくなるので、その点はどの区長さん方</p>

発言者	発言内容
岡委員	<p>も考えられているところではないかと思います。</p> <p>地区によってだんだん人口が減ってきて、地区の今までの伝統的なものへの取組が難しくなっている現状があります。地域のことを考えてみると、私たちの地域には公民館がありますが、公民館の活動そのものが以前と少し変わってきたなと思います。公民館主事の動き方なども少し変わってきたなと感じていますので、地域と地域住民、行政との関わり方というのはその辺から少しずつ始まっていけるのかなと思います。地域にとっては本当に良いことなのか分かりませんが、私としては公民館活動がすごく充実してきているので非常に良いと思っています。</p>
福田委員	<p>人集めが難しくなっているのは確かですね。都会の方でも神輿を女の人にも担がせたりしていますが、愛南町ではどうなのですか。</p>
倉田委員	<p>久良は、婦人会が中心となって担いでいます。神輿を引っ張るだけです。</p>
福田委員	<p>うちも「女の人でも担いで良いです」と声を掛け始めました。</p>
岡委員	<p>うちは今年も(神輿を)出せませんでした。</p>
田原委員	<p>平城栄町はすごく人数の多い地区ですけど、担ぎ手がいなくて出せません。</p>
福田委員	<p>なくすよりもそういう方向で続ける方が良いと思います。</p>
田原委員	<p>コロナがあったので行事に参加しないというのが当たり前になってきていて、人集めが更に難しくなっています。</p>
立花課長	<p>参考になるか分かりませんが、町職員も含めてですけど、地区に加入している割合が町全体で微減傾向にあります。祭りは地域の大きな活動の一つになりますし、環境美化の活動などもあるかと思いますが、ここ数年、各行政区の世帯の加入割合は微減傾向にあると思います。田原委員が言われたようにコロ</p>

発言者	発言内容
木口委員	<p>ナ禍の影響もあって参加率が低くなっていることもあるかと思いますが、その前提に行政区への加入割合が微減しているということも背景にあるのかもしれませんが。</p> <p>10年ほど前に柏崎地区の自治会長をしたときに、地域の集まりが少ないので正月明けに皆が集まって飲もうという新年会を立ち上げました。「飲み物は自治会で出しますが、食べ物はそれぞれが持って来てください」という形でやっているのですが、今年度も年明けの7日にやる予定としてます。人が集まらないと話も弾まないで、やはり自治会が集まる場を作ってやるのが良いのではないかなと思います。コロナの時は集会所自体が使用禁止になっていたので行いませんでしたが、今年度は久々に行くよう計画しています。</p>
本多課長補佐	<p>地域の活性化については皆さん御苦労されていることだと思います。田原委員が言われたようにコロナがあって、もうやらない方向になってしまっているような行事もあるかと思うのですが、自治基本条例の中でも地域のつながり、活性化が大事であるという理念を掲げていますので、この条文についてはこのままでよろしいでしょうか。</p>
福田委員	<p>これを皆に分かってもらえれば良いけれど、知らない人も多いでしょう。</p>
松田委員長	<p>この条例を皆さんに知らせるということ自体が難しいと思うのですが、自治会長さんが住民と意見をすり合わせながらやっていくという部分がすごく大事なのかなと思うので、第10条はこのままで大丈夫だと思います。</p>
本多課長補佐	<p>ありがとうございます。</p>
土居委員	<p>女性の参画というけれど地区の総会をしても出てこないのですから、町政に参画してと言っても参画しないですよ。「住民が町政に関心を持たない町政が一番良い町政」という言葉があります。なぜかという、問題があれば町民は必ず出て来るし意見を言いますが、問題がなければ出てきません。「地区の区費を倍にする」とでも言えば、たくさんの方が総会に出てきますよ</p>

発言者	発言内容
	<p>ね。「水道代を倍にしますけどどうですか」といえば、住民がいつぱいの懇談会になるでしょう。</p> <p>出てこないということは、今の自分の生活にあまり問題がないのだと私は受け取ります。いくら声を掛けても、自分に関する問題がなければ住民は町政に出てきません。私は、この条例で十分だと思います。</p>
福田委員	<p>この条例に対して、住民から何か意見が出たことはありますか。</p>
本多課長補佐	<p>ありませんが、4年を超えない範囲でこの条例の中身について今の世の中に合っているのかというところも含めた見直しをするようになっていまして、皆さんから意見をいただいたところです。</p> <p>この部分についてはこのまま進めさせていただいて、次の9番目で「そのような会が欲しい。発言と行動に責任を持たなければいけないとはどれだけの責任か知りたい」という意見については、逐条解説を御覧いただきたいと思います。逐条解説の6ページ目に「第3章 住民の権利と責務」が書いてあって、そこに第10条の逐条解説が載っています。そこに実際どういう責務かということが書いてあります。責任とはどういった意味なのかということの規定しているもので、具体的に何かの責務を負わせるというものではないということが書いてあります。</p> <p>続いて11番目の「長期的には若者や子供たちに参画が当然と思ってもらえるような施策が必要だと思う」と、12番目の「町政座談会や議会報告会など、対面で参画しやすい場を」という意見がありました。</p> <p>11番目の若者や子供たちの参画という意見については、自治基本条例の第9条に第2項として「満20歳未満の青少年及び子供は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利を有します」と規定していますので、子供たちの意見を取り上げること、また、青少年の意見を反映させるという施策が必要だということを提言していただいたのですが、具体的にこういうものがあれば良いという御意見があればいただきたいと思います。</p>
徳川委員	<p>これに関しては前回の会議で土居委員が条例を作成するとき</p>

発言者	発言内容
本多課長補佐	<p>に携わっていたと聞きましたが、どういったことに対して参画する権利を有するのか、何か想定はあったのでしょうか。</p> <p>私から回答させていただきます。具体的な想定ではありませんが、これについても逐条解説を御覧いただきたいと思います。先ほどと同じく6ページですが、そこに第9条の逐条解説が載っているのですけれども、「満20歳未満の青少年の意見についても、今日の貴重な財産として町政運営及びまちづくりに反映させることが重要です。青少年(18歳未満)には選挙権がないことから、一部町政への参画ができませんが、年齢に応じたまちづくりへの参画はできることから、その権利を明文化するものです。」という内容でして、そういう意図で規定しています。</p> <p>後ほど説明させていただきますが、民法の改正があって、現在18歳以上が成年になりました。事務局としてはこの辺りの表現についても改正の必要があるかと考えていますので、後ほどそれについて説明させていただきますが、若い方たちにも当然意見があって、希望があって、町政にそれを求めているというところはあると思いますので、そういった取組を除外しない、拾い上げて生かせるものは町政に反映させたいという意味で規定してる部分になります。</p>
土居委員	<p>この条例は、住民の権利や責務を謳っているものであって、行政側に「これをしなさい」と規定しているものではないのです。執行部が行政を運営する上でこの条例に則ったやり方をしているかどうかという問題なので、この条例を作った時に具体的に何かをすると決めたということではありません。執行部が変わることもあります、そのときにこの条例を頭に入れて行政をやっているかということは、関心の問題かと思います。</p>
徳川委員	<p>そうですか。何か具体的なことがあったのかなと思いました。</p>
土居委員	<p>これを作る段階では、具体的なものを作る必要はないと思います。</p>
徳川委員	<p>やはり条例というのは、どちらかというと職員の方とかを縛る方向のものだとは思いますが。この間、広報に行革推進の提言書が出されたらあったのですけれども、私はホームページでは探</p>

発言者	発言内容
土居委員	<p> せませんでした。職員の方にも「こういうふうにしていった方が町が良くなるのではないか」と思う方がたくさんいらっしゃると思っていて、そうするとこの自治に関しても何かしらやりたいことがある人があるのではないかと思うのですよね。もしかするとその時に(意見が)出たのかもしれないなと思って、ちょっと見たかったんですが、うまく探せなくて見られていません。条例は基本的に行政を縛るものだとは思いますが、ただよりどころにもなると思うのですよ。高校生にはそぐわないのかもしれませんが、「こういうことをやりたいのだ」という(青少年の)意見がある方がいるとすれば、そういうものも聞いてみたいなと思いました。 </p> <p> 初回の時も言いましたように、この条例は当時の町長の強い意気込みで、自分の方針として作ることを決めて委員会を立ち上げて作ったのです。当時は、愛媛県でもほとんどできていませんでした。今でもない自治体は全国にたくさんあります。なかったとしても何も問題はないのです。この自治基本条例がなかったら行政ができないということではありません。当時は「これを作ったら縛られることになりますよ。本当に作るのですか」という意見はたくさんありました。作ったがために「ここにこう文書が書いてあるではないか。それやっているのか」というように言われるのですよ。住民の権利などは憲法で保障されているのだから、その下にある詳細文なだけであって、縛られるというほど住民がこれを知っているかどうか、職員が常に頭に入れているかといったら、そのようなことはないと思います。 </p> <p> (条文に書いてあることは)当然のことなのです。当然のことをやっていたらそれで良いのです。 </p>
立花課長	<p> 事務局としての意見も申し述べさせていただきますと、土居委員が言われたようなところはもっともだと捉えています。行政の条例は、確かに徳川委員がおっしゃったように、いろいろなことをするときの縛りといいますか、当然ついてくるものであることが一般的です。ただ、この自治基本条例につきましては、町の行政と町民の方々の関係性を理念として総体的に謳っているものだと私たちは捉えています。 </p> <p> いろいろな方のいろいろな思いがある中で、そういった御意見も拾うということは当然必要で、意見が寄せられることもあ </p>

発言者	発言内容
土居委員	<p>りますし寄せられた意見に対応することも当然必要ですし、そういったところについては、運営面で別の条例や規定のところで声をお聞きしながら、特化すべきところはそれぞれの特化した部署でお声を聞き、事業化やサポートの可否を判断するという形で愛南町は動いています。</p> <p>我々がこの会で「ここおかしい」と言っても、その意見は住民の半数がそう思っているかということ、そのようなことはありません。個人の意見ですから、それでどうこうするというのはなかなか難しいと思います。一人や二人の意見で条例を変えるものではないと思います。運用に関してはいろいろな意見があるかもしれませんが、条例全般を見た中では、今ある自治基本条例に見直さなければならないところはないのではないかと思いますというのが私の意見です。</p>
本多課長補佐	<p>ありがとうございます。課長からも申しましたように、この基本条例はあくまで理念を謳っているものです。この規定に基づいた具体的な事務、執行等は、それぞれの担当部署、それぞれの附属機関や懇話会といった会議の場で話されながら進んでいくということになります。</p> <p>条文に書かれているような子供たちの参画も重要なことなので、特に教育委員会が担当して様々な意見を収集しています。最近では統廃合計画もありましたので、そちらに対する意見などは子供からも聞きながら進めたと聞いています。そういった形の意見を取り入れるという取組を、それぞれの担当部署でやっているということになります。</p>
鎌田委員	<p>この自治基本条例は分かりにくくて、一般の住民には見たことも聞いたこともないような感じで関心がないようなところがあると思います。先ほど土居委員がほかの自治体では作っていないところもあると言っている中で、愛南町は進んで作ってもらって良いことだと思いますが、これを住民に周知するのにどのように取り組んでいるのですか。例えばほかの市町ではホームページや広報などで若者にも見やすく分かりやすいようなものを作っているのでしょうか。もしやっていなかったら、例えば南予の市町が手を取って、この自治基本条例を住民の方に周知をしていくという方法を探ることも一つの手ではないか</p>

発言者	発言内容
本多課長補佐	<p>と思いますが。</p> <p>制定当初はパンフレットのようなものが作成されて、住民の方にも配られたと聞いています。現在はそれをしていませんが、今は条例をホームページに掲載し、前回(令和元年度)作った逐条解説についてもホームページに上げて住民の皆さんに御覧いただくという周知方法をとっています。</p> <p>この条例に限らず、町の規程は一般の方には特になじみがなく、土居委員も言われたように特に問題がなければ関心もないだろうということはあると思います。ただ、町政の情報発信としてホームページ等には上げるようにしています。</p>
鎌田委員	<p>初回の会議でも言いましたが、町が住民の方になるべく分かりやすく簡単に周知するために、例えば漫画やアニメのようなものを作ったり、今でしたら動画などでも良いと思います。それを小中学生などでもタブレットで楽しくおもしろく、簡単に見れるようにすれば、若い人にも関心を持って見てもらえるのではないかと思います。</p> <p>他の市町ではどういうことをしているのか分かりませんが、そこまでしなくても良いのであればこのままで構わないのではないのでしょうか。</p>
倉田委員	<p>一本松支所をどうするかという検討の時に、当時小学生だった私の孫が話合いに参加したいとって参加させていただきました。「この(条例)のような規則があるんだ」と言っていました。私は全く読んでいなかったのですが、鎌田委員はその時に出席されていませんか。</p>
鎌田委員	<p>私は、参加していませんでした。</p>
木口委員	<p>この条例を知らなくても、生活面では問題がありませんよね。私も自治会長になるまでは、こんな条例があることを知りませんでした。そこまでこの条例を前面に出して、どんどん進めなければならぬようなものかなと思います。</p>
福田委員	<p>(自治基本条例が)ないところもあるくらいですからね。</p>

発言者	発言内容
土居委員	全国では、どのくらい作っているのですか。
本多課長補佐	調べてみると、作っているところは少ないです。
土居委員	<p>当時は合併が進んでいましたし、周りが作ると作らなければいけないような雰囲気になっていたのだと思います。どこの自治基本条例も似たような内容だと思いますが、愛南町の場合は「ですます調」で作られているので分かりやすいと思います。</p>
立花課長	<p>条例の周知も含めての運用面というふうに捉えさせていただいて、御意見をいただいたと受け止めさせていただきます。</p> <p>総務課がというわけではないのですが、ここ数年、幾つかの課がいろいろなところでワークショップという形で住民の方においでいただいて、意見をいただきながら計画を進めるという場も出てきています。先ほど倉田委員が言われましたように、そういったところでも「自治基本条例というものがありますよ」ということは引き続き周知をしていきたいと思っています。</p> <p>初回の会議でもございましたが、この条例の内容が具体的にもっと分かりやすくするために逐条解説を策定をして、少しでも住民の皆さんに触れていただけるように、触れていただいたときに内容が分かりやすいようにしていますので、運用面につきましては事務局の方で総体的に整理させていただいて、行政としての情報発信の在り方など運用面の改善ができるのであれば改善を図っていかないといけないなと思っています。</p> <p>この会では、前回に引き続き自治基本条例の改正の有無というところで皆様から御意見をいただければと思っています。よろしく申し上げます。</p>
本多課長補佐	<p>続いて2ページ目を御覧ください。</p> <p>(愛南町住民自治基本条例(3)「第14条の規定(①町は町政に関する情報を積極的に住民に公開しているか。②町は町政の運営について分かりやすく説明しているか。③町は分かりやすい行政サービスを提供しているか。)についてどう思うか)についての結果を説明)</p> <p>7番目の「公開は町のホームページ、広報でやっけてすぐ回答があるか。高齢者にそれを浸透できているか。」という意見については、町の情報の発信の方法に関する事かと思いま</p>

発言者	発言内容
	<p>す。前々回(平成27年度)のこの見直しの会においても「高齢者への周知はホームページやSNSのような形ではなく、回覧など紙での周知が一番見てもらえる」という意見がありまして、高齢者への配慮をしてほしいという提言をいただいたという経緯があります。もちろんホームページ等でも情報発信をするのですが、重要な情報などについては回覧や戸別配布などの手段をとって行っている状況にあります。</p> <p>それ以外にも「こういう手段があれば良い」という周知方法があれば、御意見をお聞きしたいと思います。</p>
委員全員	(意見なし)
本多課長補佐	紙での回覧等をいかしながら、SNSなどの電子的な周知に限定しないというところでしょうか。
土居委員	問題は、地区入りしていない人です。そういった人も町民ですが、そこにはどうしても情報が届きにくいです。我々区長は(地区入りしていない人に)回覧を回さないし回す方法もないし、その良し悪しを地区は判断できません。地区入りしていない人はどうするか町が判断するしかないと思いますが、なかなか難しいと思います。
福田委員	本当に情報が知りたいのであれば、地区入りすれば良いのですがね。
立花課長	行政の情報は多方面で発信していかないと届かないかと思っていますので、引き続き町で工夫を重ねながら取り組んでいかないといけないと捉えています。
木口委員	地区入りしていなかったら、広報は届かないのですか。
土居委員	届く所と届かない所があります。
鎌田委員	組長といって副行政協力員がいますが、その人が持って行きますね。
土居委員	いや、それは協力金か賛助会費をもらっている所だけです。

発言者	発言内容
	<p>もらっていない所にも配る地区もあるかもしれませんが。</p>
倉田委員	<p>回覧板は回さないけれど、広報は配るということですよね。</p>
木口委員	<p>うちの地区は小さい地区ですから、転居してきたら自治会長が「自治会に入ってくれ」と勧誘に行きますので、加入率は100%です。</p>
岡委員	<p>町の中心部が(加入が)少ないのですよね。</p>
土居委員	<p>うちの場合は考え方が違って、地区入りしていなくても広報が配られるのだったら入らない方がいいとなります。ですから、地区入りしていなければ広報は配りません。</p>
木口委員	<p>それはそうですね。一応役場に行けば、地区入りしていなくても広報はもらえますよね。</p>
松田委員長	<p>コンビニエンスストアや公民館でももらえますね。</p>
立花課長	<p>はい。ただ、周知というところでは広報に掲載していない情報も多々ありまして、そういったものは回覧や戸別配布になりますが、その辺が地区に入っていない方々へは回らないことも当然あります。その方々に行政情報の発信であるとか、発信した情報に関して意見をもらいたい場面も出てくるかと思しますので、その発信については、現在もホームページに限らず、愛南の公式LINEでも発信するようにさせていただきました。皆が皆そういったものを利用できるわけではありませんが、行政としては引き続き多面的な情報発信に努めていかないとはいけません。</p>
土居委員	<p>地域振興費を出している世帯は、全体の何%ですか。町は地域振興費と行政協力員委託料を出していますが、金額が違いますよね。委託料には(地区入りしていなくても)広報配布の分が入っていて、地域振興費は単純に地区に入っている世帯だけでしょう。</p>
本多課長補佐	<p>そうですね。地域振興費は地区入りしていることが前提で、</p>

発言者	発言内容
	<p>そこに居所があつて区費も払いながら地域活動にも参加していれば、住民票上の住所がなくてもその人を含めることができます。</p>
立花課長	<p>対比はしたことないですが、広報を配っている世帯の方が若干多いかなと思います。</p>
鎌田委員	<p>先ほど私が言った地区入りしていない世帯に広報を配布している件ですが、区費は払ってもらっています。地区入りしていないだけです。区費をもらっていないければ広報を持っていかないことはあります。</p>
福田委員	<p>広報だけ配ってもらって区費は払わないということの方がおかしいです。</p>
土居委員	<p>地区としては「地区に入っていないのだから配らない」と言えますが、町にとっては全てが町民ですから難しいですね。</p>
本多課長補佐	<p>そういった方への情報発信にも取り組んでいきたいと思ひます。</p> <p>次に②の「町は町政の運用について分かりやすく説明しているか」について9件の意見をいただきました。そのうち、9番目ですが、「説明はしていると思うが、一住民の意見や質問の機会が少ないと思う。町政座談会や議会報告会が少ないように思う」という御意見をいただきました。</p> <p>「意見や質問の機会が少ない」というところについては、ホームページでの問合せフォームで投書することもできますし、意見箱も本庁や各支所に置いて住民の方の御意見をいただける機会を設けています。座談会や報告会といったものについては、基本的には案件に応じて開催するという形になると思ひますが、これについては後ほどの設問にも出てきますので、そちらの方で話させていただきたいと思ひます。</p> <p>次に③の「町は分かりやすい行政サービスを提供しているか」について9件の御意見をいただきましたが、これについても後ほどの行政手続条例のところでも意見がたくさん出ていましたので、そちらでまとめて話させていただきたいと思ひます。</p> <p>次に3ページ目を御覧ください。</p>

発言者	発言内容
	<p>(愛南町住民自治基本条例(4)「第 21 条の住民の意見表明制度(パブリックコメント)を知っているか。公表の方法(ホームページ及び広報)についてどう思うか」についての結果を説明)</p> <p>10 番目の「ホームページで住民が意見や質問してその答えはホームページで公開されていますか」という意見については、意見があってもなくてもホームページで公開するようにしています。</p> <p>6 番目から 8 番目までの御意見についてですが、パブリックコメント(意見表明制度)という言葉自体が分かりにくいという御意見は前回の答申にもありました。ただ、この言葉を別の形で表現するのはなかなか難しく、うちだけではなく各自治体や国においても意見を募集する際の制度の名称となっていますので、この名称を変えることも難しいのですが、ホームページや広報などで意見を募集する際には募集をしていること、どのような内容の意見を求めているのかという部分を分かりやすく表現して意見を募るようにしています。これについては、このような取組方法で今後もやっていきたいと思うのですが、構いませんか。</p>
全委員	(了承)
本多課長補佐	<p>ありがとうございます。</p> <p>(愛南町住民自治基本条例(5)「第 28 条の「行政手続」について、分かりにくいものはないか」についての結果を説明)</p> <p>これについては、9 件の御意見のうち 4 件が基本的に分かりにくいという御意見でした。</p> <p>行政手続については、本日配付させていただいた「愛南町行政手続条例」に具体的な手続の内容を規定しています。こちらの説明は省かせていただきますので、参考としてお配りしています。</p> <p>行政手続というものは、基本的には町に何か申請を出して決定を受けるものや許認可を求めて申請してその結果を求めるようなもので、これらの手続が各所属にたくさんあります。こういうものについて、審査の基準や決定を出すまでの標準処理期間を一律に手続ごとに定めておいて、こういう内容で処理が進みますよというものを公表しているものです。また、不利益処分といわれる権利を制限したり義務を課したりするような処分</p>

発言者	発言内容
	<p>がありますが、これらについては処分をする前に聴聞の機会を設けたり本人の弁明の機会を設けたりといった「必要な手続を踏んだ上で決めることとなりますよ」という内容を条例でも定めています。</p> <p>この自治基本条例の中では行政手続について細かく規定できるものではありませんので、抜き出して愛南町行政手続条例という形で手続を定めているものになります。この自治基本条例の規定だけを見ると分かりにくいかと思いますが、行政手続条例の方を確認していただけたらと思います。</p>
木口委員	この行政手続条例は、去年までと変わりましたか。
本多課長補佐	いえ、変わっていません。
木口委員	<p>去年までは申請するのに全部自分で書いていたのですが、今年は「こうしたい」と言ったら「分かりました」と言って、役場の方で書類を作ってくれました。手厚いなと感じました。</p>
立花課長	<p>全てにそういった準備ができるわけではありません。それぞれの業務のその時点でのボリュームで内容確認をしていただいてすぐに手続ができる準備を整えさせていただくパターンもありますし、「自分で手続をお願いします」ということもあるかと思えます。役場での手続はいろいろと多岐にわたっていて、書くものも多々ありますので、DXの推進の観点からもその辺りを簡略化できるような形を検討しているところではあります。</p>
鎌田委員	生成A Iを行政に取り入れるなども大分浸透しているのではありませんか。
本多課長補佐	業務の中で活用しても良いということで「C h a t G P T」などを使って参考にするという形はとっています。
鎌田委員	議事録の作成は、そういったものでやっているのですか。
本多課長補佐	議事録は、音声を録音したものを文字に変換するソフトを使っています。それが100%正確ではないので、担当者が手直しをして会議録を完成させていくという形になります。

発言者	発言内容
<p data-bbox="288 344 384 378">全委員</p> <p data-bbox="237 443 432 477">本多課長補佐</p>	<p data-bbox="517 248 1203 282">ここについては、ほかに御意見はありませんか。</p> <p data-bbox="517 344 671 378">(意見なし)</p> <p data-bbox="517 443 1390 568">では、続いて愛南町住民参画推進条例の意見に移ります。 (愛南町住民参画推進条例(1)「住民が町政に参画しやすい条例となっているか」についての結果を説明)</p> <p data-bbox="483 584 1390 710">3番目の「法〇条とか出てくるので、分かりにくい」、8番目の「なっていると思うが、文章がかたく難しい部分もあり、よく分からないという御意見をいただいています。</p> <p data-bbox="483 725 1390 1335">住民参画推進条例については初回の会議で配布した協議資料の中にも載せているのですが、条例である以上書きぶりについて決まりがあります。自治基本条例のような「ですます調」ではありませんし条例の作り方のルールがありますので、住民の方にはなじみのない書き方になっていると思います。しかし、簡単な表現にはしにくいところがありますので、条例自体をかみ砕いた形に改正するというのはできかねるのですが、この条例に書いてあること、例えば会議の委員の選任や先ほど出たパブリックコメントなどを実施する際には当然その内容が伝わらなければならないので、ホームページや広報の中で分かりやすい表現に変えて、こういう募集がされている、意見を募っているということが伝わる形をとるようにして運用面で工夫をしています。</p> <p data-bbox="517 1350 1171 1384">これについては、何か御意見ないでしょうか。</p>
<p data-bbox="288 1447 384 1480">全委員</p> <p data-bbox="237 1545 432 1579">本多課長補佐</p>	<p data-bbox="517 1447 671 1480">(意見なし)</p> <p data-bbox="517 1545 1075 1579">よければ次に進めさせていただきます。</p> <p data-bbox="483 1594 1390 1809">(愛南町住民参画推進条例(2)「住民参画を推進する方法として、委員会の設置、パブリックコメント、住民アンケート、意見交換会、政策等の提案の募集により行っているが、この方法についての問題点と他の良い方法はないか」についての結果を説明)</p> <p data-bbox="483 1825 1390 1995">4番目の「この方法を公開しても、文章の難しさ、すぐに見て興味がわくか」という御意見について、文章の難しさに関しては先ほども申しましたように条例中では表現を変えることが難しいので、運用の中で分かりやすく記載するという対応をと</p>

発言者	発言内容
	<p>っています。また、6番目の「しっかりとした周知を余裕のある期間設定が必要」という意見につきましては、例えばパブリックコメントでは原則30日間の意見を求める期間を設定しています。どうしても急遽、意見を聞く必要が生じたような案件については、例外として30日を下回ることもあるのですが、基本的には広く意見を募るために長い期間を設けるようにしています。</p> <p>そのほかに「区長会でも提案してほしい」という御意見がありました。政策等に対する提案を区長会にも出してほしいという意見なのかと思うのですが、これについては皆さんの中の区長をされている方にどのような形を希望するのか御意見があればお聞きしたいと思います。年度始めに行政協力員総会がありますので、年度の始めに分かっている委員の公募、意見の募集などを周知できたら良いとは思いますが、年度の始めから作成することが分かっている計画や公募は限られていまして、4月の段階で発信できる情報は少ないというのが実情です。当然重要な案件については区長さん方にもお知らせしたり、住民の方にも広く周知して知ってもらおうという取組をしていますので、これらについてもより一層強化し、周知していくということで構いませんか。</p>
全委員	(了承)
本多課長補佐	<p>ありがとうございます。</p> <p>(愛南町住民参画推進条例(3)「委員会の委員の公募について、公募方法や委員会の周知方法に関する意見はないか」についての結果を説明)</p> <p>1番目の「男女平等時代に構成比率を明記する必要はないと思う」と2番目の「委員の広報については余り周知されていない気がする。無線放送などでもっと広く周知する」という御意見についてですが、初回の会議のとき土居委員から「こういうことを表現しなくて済むような社会というのが一番の平等社会だ」という御意見をいただきました。町の計画等ではどうしても女性の割合や男女共同参画の率を出す必要がありますが、現在は男性、女性それぞれ4割以上の参画をとっている形になっていますが、この住民参画推進条例は「それぞれ3割」のままになっています。この規定を削ってしまうことは難しく、事務局</p>

発言者	発言内容
土居委員	<p>としてはむしろこの3割を計画等に合わせた4割に変える必要があるのではないかという考えを持っています。</p> <p>これについて、皆様のお考えはいかがでしょうか。</p> <p>委員の選任については、正直に言うと昼間出て来られるのは高齢者しかいません。若い者に意見を聞きたいといってもその委員会が高齢者ばかりでは意見も聞けませんので、昼間以外の開催にするとかPTAの代表から選ぶとか、そのような方法でもっと若いものが委員になる方法を考えないといけないと思います。</p>
立花課長	<p>日中開催になると委員になれる人が限られると思いますので、役場全体で会議の在り方を考える必要があるかなと思います。</p>
福田委員	<p>問題があるときは「こういう問題があるので若い人にも聞いてくれないか」と言われれば、聞く機会があります。</p>
松田委員長	<p>若い方や女性の方と限定することは行政も大変かなとは思いますが、少しずつ若い方にも参画してもらえらる形に移行していけるように進めていただけたらと思います。世代ごとの感覚というか距離感というものもまた縮んでくると思います。</p>
立花課長	<p>募集を募る際に、例えば夜間開催であれば自分も参加ができるかもというふうになるかもしれません。貴重な御意見ありがとうございます。</p>
本多課長補佐	<p>2番目の周知方法については「インターネットでの公募もオーケーなのか」という御意見もいただきましたが、これについてはインターネットでも公募しています。町のホームページでも委員の公募の項目を上げていますし、防災行政無線もケースバイケースで放送するようにしています。ただ、全てを無線で放送という形をとっていないのが現状でして、基本的にはホームページ、担当課や各支所の窓口、それから広報の掲載記事の掲載期限に間に合えば広報の掲載などもしています。そういう形で紙と電子と場合によって放送という手段をとっての周知を心がけるように取り組んでいます。</p>

発言者	発言内容
	<p>(愛南町住民参画推進条例(4)「委員会等の名称、委員の氏名等を公表することについてどう思うか」についての結果を説明)</p> <p>7件の意見のうち、2番目に「委員会等の会議は原則として公開することになっているので基本的には名称や氏名等の公表には賛成であるが、特に氏名等の公表については慎重にならなければいけないと思う」という御意見をいただきました。これについて、委員の皆様を公表する場面とは、会議録をホームページに上げる際の会議録中に氏名がありますので、それが公表される場面ということになります。また、公民館の運営審議会などでは資料自体に名簿がついていまして、それに氏名のみで住所やほかの情報が載っていないような場合には、そのまま資料としてホームページに上げています。</p> <p>これくらいの公表の仕方です、その他の場面で委員の皆様を公表することはないのですが、これについて例えば「フルネームではなく名字だけにする」とか「完全に公表は控えてほしい」とか御意見があればお聞きしたいと思います。「このままで良い」という意見も五つありましたので、特に公表に問題はないということもあるかもしれませんが。</p>
立花課長	<p>本多が申しましたように会議録をホームページに載せますので、どこからでも氏名の確認ができる状況です。例えばこの会議であれば、会議録に「立花慶司」と名前がフルネームで記載されます。これまで委員を務めていただいた方から「名前を公表されたことで知らないところから電話が来た」といった話は寄せられてはいませんが、今の時代の潮流の中で本当にフルネームを載せて良いものか気になりました。場合によっては名字だけという意見もあるかなと思ったのですが、御意見ないでしょうか。</p>
土居委員	<p>私は電話がかかってくる言い返すことができますから問題ありません。責任をもって発言しているので、発言内容を公にされてもかまいませんが、中にはそれによって委員になることをためらうような人がいるのであれば問題になると思います。</p>
本多課長補佐	<p>そうですね。非公開会議というものもありまして、例えば学校統廃合検討委員会だと委員の氏名を出さないのです。公表すると委員に対していろいろなところから問合せがくる可能性が</p>

発言者	発言内容
	<p>ありますので、公開する会議だけが皆様の情報をホームページでも上げてしまうということになります。そういった公開会議についても「今の御時世では公表まではされたくない」という考えをお持ちの方もいらっしゃると思うので、この会の中ではどういうお考えか御意見をお聞きしたいと思えます。</p>
田原委員	<p>会議の内容によりますね。</p>
岡委員	<p>会ごとにどうするか決めるのが良いかもしれませんね。個人の意見として「私は名前を出したくない」というのであれば、例えばMさんとかA社とかというふうに表記してはどうでしょうか。公表しても良いという人もいると思うので、一律に公表しないとするのもよくないとは思えます。</p>
本多課長補佐	<p>会ごとに決めるという御意見がありましたが、条例の中で「公表する」と書ききっていますので、「公開会議だけれど、この会では公表。この会では非公表」と取り扱うことが難しいところがあります。</p> <p>この部分については、皆様からいろいろ御意見をいただきましたが、条文の改正を行うかどうかは事務局にお任せいただいて構いませんか。</p>
全委員	<p>(了承)</p>
本多課長補佐	<p>ありがとうございます。次に最後の5ページ目「その他の町政全般」に移ります。</p> <p>ここでの御意見については今回の答申に盛り込む内容にはならないのですが、皆様から6件の御意見をいただきましたので、事務局から回答できる部分について回答させていただきます。</p> <p>1番目の「行政手続で国、県は押印なしとなってきたが、町の対応は遅いと思う」という意見に対しましては、確かに押印省略の動きが数年前に起こりまして、町でも押印省略規則を定めました。これにより、それぞれの様式の中で「印」を省くような形をとったり「印」が残りながらも自書する場合は押印は不要という形の運用をとったりしています。ただし、例えば課税情報を調査する同意書など滞納状況の確認をさせてもらうた</p>

発言者	発言内容
	<p>めに記入していただく同意書などは、「印」がなくなるのは事務上支障があるということで、今でも担当課の判断によって押印を求めているものはあります。</p> <p>2番目の「マイナンバーカードの活用等で本人確認をして庁舎に出向かなくても手続ができるようにすべきと思う」につきましては、現在DXの推進などもありまして、今年度から児童福祉や介護といった一部の手続ではマイナポータルから「ぴったりサービス」というシステムを使って庁舎まで出向かなくても手続できるものがスタートしています。ほかの場面でも徐々にDXを推進していった、庁舎まで来なくても良い、又は窓口である程度書かなくても済むような取組が現在進んでいますので、今後もDX関係はどんどん増やしていった、利便性が向上するような取組が進んでいるといった状況です。</p> <p>3番目は「いつも町政の町民の目線で仕事に励んでください」という御意見です。ありがとうございます。</p> <p>4番目については「現在は町政の運営については何かにつけ条例、それに基づく規則等に定めることが一般的になっているが、条文に関してはどの条例も画一的で、全て読もうと思うことがなく、また実感がわからない。住民は、条例とかは公務員と一部の興味のある人のためで、その人々が検討すればと思っている人が多い。人口が減少し、これからどうやっていくか、ほとんどの人が感じている、子供が少なく、高齢者が多いこの社会、どうやって町の考えを示すか。パソコンやスマホに頼るのか、直接会って話すのか」という御意見です。</p> <p>これについても先ほどのDXなどに絡んでくるのですが、いろいろな手続が電子化されてきてまして、それを操作できない人が置き去りになったりできなければ手続が進まないということにならないように、パソコン教室やスマホの操作教室などの取組があります。また、DX関係でこういった電子申請ができたとしても、窓口の業務を廃止するわけではなく、窓口での対面が良い人もいますので、並行してこれまでどおり手続が進むように対応していくつもりです。</p> <p>次に5番目の「いろいろなことをもう少し説明してほしい」という御意見ですが、皆様の中にも「この部分をもっと説明してほしい」などの意見をお持ちだと思います。それらについてホームページでの周知方法などいろいろありますが、「積極的な情勢発信」と条例にも規定していますので、より一層取り組ん</p>

発言者	発言内容
	<p>で住民のニーズに合った情報を上げていけるように進めさせていただきたいと思います。</p> <p>最後の「前回の答申にもあるように、愛南町の現状は、未来は楽観できるものではないと思う。それぞれの現場で頑張っておられる方も多くいるのだと思うが、そういった人材育成にも連なる若者、学生、子供への施策が必要だと思う。」という御意見につきまして、確かに愛南町においても今後ますます少子高齢化が進んでいくと思います。これについては町全体で取り組まないといけない課題だと思うのですが、県下においても2060年には約78万人にまで人口が減っていくという推計が示されました。</p> <p>愛南町においては高齢化も少子化も進みますし、ますます愛南町の現状やニーズに応じた町政を進めるための住民参画が必要になってくると思いますので、これからも住民の皆さんと協働しながら取り組みたいと考えています。</p> <p>説明は以上です。</p>
土居委員	<p>防犯灯やわが里づくりなどの申請書は、押印なしでよいですか。去年はわが里づくりの申請書を持ってきた担当者が書類を置いて帰って、後で「書類を修正してほしい」と電話がかかってきたのですが、修正は簡単にできるけれど、印があるからまた持っていかないとはいけません。あの申請書は町のホームページにある様式を使ってパソコンで作るのですから、修正も簡単にできるしメールで送信もできます。印さえなければわざわざ持っていかなくても良いので、もう少し何とかできませんか。</p>
木口委員	<p>何の手続でも自治会長印が必要ですよ。</p>
土居委員	<p>確か防犯灯の申請にも印が必要でした。</p>
立花課長	<p>その辺はまた整理させてください。改善ができるところがあれば改善したいと思います。</p>
土居委員	<p>住民参画も大事ですが、まずは地元の地区に参加してもらいたいですね。うちの地区でも地区入りしていない町職員の方が複数います。「強制はできない」など言われますが、もう少し推奨していただきたいですね。</p>

発言者	発言内容
立花課長	<p>私見になりますが、私もこれまでいろいろな係で仕事してきた中で地元の方の御協力をお願いしたことも多々ありましたが、お叱りを受けることもありましたが、地区入りしていることで地区の方々にも100%とはいかないまでも8割程度は(こちらの立場を)御理解いただける場面もあつたり信頼関係ができていっていきと思ひますし、地区入りを強制はできないのですけれども私たちの年齢を中心に職員と言葉を交わしながら促していこうと思ひます。</p>
松田委員長	<p>事前調査シート全般について皆さんにたくさん御意見御感想を言つていただきましたので、次に進みたいと思ひます。</p> <p>それでは議事の(2)「愛南町自治基本条例及び愛南町住民参画推進条例の見直し箇所」について、事務局から説明をお願いします。</p>
本多課長補佐	<p>ではこの二つの条例の改正箇所について、皆様の御意見をいただきたいと思ひます。</p> <p>まず自治基本条例ですが、先ほども申しました第9条第2項に「20歳未満の青少年及び子供は」という表現になっています。ここについては、民法の規定に合わせて「満18歳未満」と改正すべきかを考えているのですが、改正の方向で構いませんでしょうか。</p>
全委員	(了承)
本多課長補佐	<p>ありがとうございます。自治基本条例のそのほかの箇所で表現を変えないといけないといった御意見はないでしょうか。</p>
全委員	(意見なし)
本多課長補佐	<p>では、次に愛南町住民参画推進条例の見直し箇所についてです。</p> <p>条文の改正ではないのですけれども、第10条第1項に「2割以上を公募による委員とするよう努める」ということが書かれています。初回の会議でも申しましたが、実はこの2割以上というのをこれまで達成したことはありません。達成するための取</p>

発言者	発言内容
	<p>組として、先ほど土居委員もおっしゃっていたような夜間開催など様々な手段を講じながら公募してきましたが、これらを達成するために何か良い御意見、御提案、取組などがあれば、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。</p>
鎌田委員	<p>若い人も土日だったら休みだと思うので、日曜日にでも開催したら良いのではないかと思います。</p>
本多課長補佐	<p>ありがとうございます。夜間に加え、休日での開催も視野にということですね。</p> <p>この2割を達成するために苦慮しているところでして、初回の会議でも申しましたが2割の算出方法の問題もあります。この会には10人いらっしゃいますが、10分の3という形で公募を捉えるのではなく、どうしてもその会議に参加していただきたい役職の人はいらっしゃいますので、残った部分を分母にして公募が何人だったのかという算出をすれば大分変わってくると思います。そういった率の捉え方についても見直しながら検討させていただきたいと思います。</p> <p>次に第10条第2項第2号ですけれど、そこに「男女の構成比率を3割以上」となっていますので、ここを4割以上という計画等に合わせる改正をしてはと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
全委員	<p>(賛成)</p>
本多課長補佐	<p>ありがとうございます。次に、同じく第3号の「委員の兼任」のところです。</p> <p>初回の会議でも「たくさん兼務して積極的に参画される方はいらっしゃるのでは、3に縛る必要がないのではないか」という御意見がありましたが、これについては前回の会議で課長からも申しましたように、兼務が多くて日程調整に苦慮したようなケースがあったこと、また、特定の人ばかりの参画ではなく広く多くの住民の方の意見を反映させたいということで、「3を超えない範囲」を残したのですけれど、これについてはいかがでしょうか。あくまで公募です。充て職で委員になる場合は関係ありません。自分で手を挙げる場合の委員になる回数が3までという規定です。</p>

発言者	発言内容
鎌田委員	<p>それくらいで良いと思います。兼務が5や10になったら、さすがにどうかと思います。</p>
本多課長補佐	<p>ありがとうございます。この部分については3のままさせていただきます。</p> <p>次に第11条第1項の「委員の氏名等の公表」についてです。この改正については、先ほど事務局に一任させていただきたいという案に御賛同いただきましたので、個人情報観点からどうしていくかを決めさせていただきたいと思います。</p> <p>その他この住民参画推進条例についての改正箇所はございませんでしょうか。</p>
全委員	<p>(意見なし)</p>
本多課長補佐	<p>なければ条例の改正箇所の説明については以上です。</p>
松田委員長	<p>それでは議事の3「答申の内容」について、事務局から説明をお願いします。</p>
本多課長補佐	<p>それでは、今日の会議での内容と先ほど確認させていただいた条例の改正箇所について答申に盛り込む内容を確認させていただきたいと思います。</p> <p>(条例の改正箇所について、再度確認)</p> <p>条例の規定の運用面につきましては、委員の公募率の低迷がありますので、夜間や休日の開催も視野に入れた参画しやすい運用を図ること、また、自治基本条例のところで意見があった「地域の活性化」の部分ですけれども、こちらについては公民館の取組などを活用するという岡委員さんのお話もありましたので、「地域の活性化について地域がこれまで以上に発展していくような参画意識を」というところを盛り込まさせていただけたらと思うのですが、構いませんか。</p>
全委員	<p>(了承)</p> <p>ありがとうございます。それから、情報の周知方法のところでも御意見が出ました。特に高齢者に対しては回覧などの手段</p>

発言者	発言内容
	<p>をとっているのですけれども、地区入りしていない世帯の方への情報提供なども含めたより一層の周知の徹底、取組等が必要かなと感じましたので、情報の周知方法についても運用面での提言として盛り込ませていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。</p>
全委員	(了承)
本多課長補佐	<p>それでは、答申案には今お話しした内容を盛り込んだものを作成させていただきます。</p> <p>案は事務局で作り上げて完成するのですが、この案の確認について第3回を開催して確認するのか、又は各委員に書面を送付することで個別に意見をいただくような形をとるのかを決めさせていただきたいと思うのですが、皆さんどうでしょうか。</p>
全委員	(書面による確認を採択)
本多課長補佐	ありがとうございます。それでは、後日答申案を作成して送付しますので、それぞれ確認をお願いします。
徳川委員	<p>ちょっと構いませんか。この会の内容についてずっと葛藤していることがありまして、言いたいことも言えずにいるのですが、条例についてはなくてもいいものだということですので特に見直しについて意見はありませんが、運用面に関してそれぞれの担当部署が分かれているのでしたら、その委員会に「こちらでこういった意見がありましたよ」ということだけは是非伝えていただきたいと思います。</p>
本多課長補佐	分かりました。初回の会議でも子供や若者の参画についておっしゃっていただきましたので、その内容は会議録に残しています。ここで出た意見も各委員会に伝えさせていただきます。
立花課長	<p>いろいろなところで情報発信をする総務課としましては、教育現場に限った話ではなくて、住民の方との距離感を縮めるために風通しの良い職場であれば言葉のキャッチボールもできたり建設的に物事が進むのかなというふうを受け止めさせていただきました。またその辺りにつきましては、各所属に今回の委員</p>

発言者	発言内容
松田委員長	会で「こういう意見をいただいています」ということを伝えさせていただこうと思います。
全委員	それでは、議事の(4)「その他」に移ります。その他として何か御意見や御質問はございませんか。
松田委員長	(意見なし)
	(閉会挨拶)